

[事案 29-286] 遡及解約請求

・平成 30 年 8 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料未納に際して発生した計 3 度の保険料自動振替貸付の残高が解約返戻金等から控除されることを不服として、同残高を加算した解約返戻金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 3 月に契約し、平成 29 年 5 月に失効した終身保険について、以下の理由により、保険料自動振替貸付の残高を加算した解約返戻金等を支払ってほしい。

- (1)平成 29 年 2 月に保険料未納が発生した時点で、保険会社や担当者から説明があつてしからべきなのに、それがなかったので、解約を検討する機会を逸した。
- (2)過去 2 度の未納保険料立替（平成 28 年 4 月、同年 5 月）についても、立替の事実を知らなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)保険料の未納があつた場合の支払督促態勢については、これを整えて確実に運用しており、本失効前には、申立人に対して未入通知を郵送するなどしている。
- (2)平成 28 年 4 月および同年 5 月の未納時にも、上記同様に督促を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人および担当者の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社は保険料未納時の支払督促態勢を整備し、申立人に対して督促を行っていたものと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。